

令和5年6月23日
海事局安全政策課

「輸送の安全の確保に関する命令」を発出しました

～海上運送法第19条第2項に基づく行政処分～

国土交通省では、対外旅客定期航路事業者に対し、海上運送法第25条に基づく検査を実施した結果、船舶安全法等関係法令に違反する事実を確認したことから、下記のとおり、海上運送法第19条第2項に基づく輸送の安全の確保に関する命令を行いました。

今後、事業者において再発防止策が確実に実施され、輸送の安全の確保が図られるよう、引き続き、厳格に指導監督を行ってまいります。

記

1. 発出年月日

令和5年6月23日（金）

2. 対象事業者

事業者名：JR九州高速船株式会社

住所：福岡県福岡市博多区沖浜町14-1

代表者名：代表取締役社長 水野 正幸

3. 命令内容

別紙に係る措置について、令和5年7月23日までに文書により報告すること。

4. 事案概要

令和5年2月11日に、上記事業者が経営する対外旅客定期航路事業において運航する「QUEEN BEETLE」が、運航中、浸水警報装置が作動したため、翌12日にダイバーの潜水により、船体のクラックを確認し、応急処置のうえ、同月14日まで運航を継続させる事案が発生した。

国土交通省では、上記事業者からの報告を受け、海上運送法第25条に基づく検査を実施したところ、当該クラックからの船体浸水を認識したことから、船舶安全法第5条第1項第3号に基づく臨時検査の受検義務が生じていたにもかかわらず、未受検の船舶を航行の用に供し、同法第18条第1項第9号に該当したこと、また、事故報告体制が機能していなかったこと等を確認した。

<問い合わせ先>

国土交通省海事局安全政策課 植村、鈴木、古里

(代表) 03-5253-8111 (内線 43551、43552、43566)

(直通) 03-5253-8631

- ① 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づき自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第54条及び第55条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等についての具体的な安全教育及び社長の支援を得た事故に係る訓練を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。
- ② 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第5条に基づき、輸送の安全を確保するために、船舶安全法をはじめ、関係法令並びに安全管理規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、安全管理態勢を適切に運営すること。
- ③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- ④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理その他船舶による輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめ、海事法令及び安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。また、船長と協力して、船舶の運航その他船舶による輸送の安全を確保すること。
- ⑤ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第23条に基づき、船舶の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、協議により、運航休止等の運航計画の臨時変更の措置をとること。
- ⑥ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第29条に基づき、協議の結果等を記録すること。

- ⑦ 船長は、安全管理規程第35条に基づき、法令の定めるところにより、発航前に適切な検査をすること。また、異常を発見したときは、直ちに、運航管理者に異常のある箇所及びその状況並びにそれに対して講じた措置を報告すること。
- ⑧ 船長は、安全管理規程第46条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故等の拡大防止のための措置等必要な措置を講じるとともに、事故等の状況及び講じた措置を、速やかに、運航管理者及び海上保安官署等に連絡すること。
- ⑨ 安全統括管理者（運航管理者）は、安全管理規程第48条に基づき、事故等の発生を知ったときは、社長へ速報すること。また、社長及び安全統括管理者は、事故等の状況、被害規模等を把握・分析し、適切に対応措置を講じること。
- ⑩ 運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、事故等の発生を知ったときは、速やかに国土交通省及び海上保安庁にその概要及び事故等の処理の状況を報告すること。
- ⑪ 安全統括管理者は、海上運送法第19条の2の3及び安全管理規程第61条に基づき、輸送の安全に係る情報（安全管理規程、安全重点施策）を、適時、外部に対して公表すること。

以上